

# 特別職報酬等小委員会

## 第1回会議資料

日 時：平成17年5月18日（水）午後1時30分～

場 所：打田町保健福祉センター 3階 大会議室

那賀5町合併協議会

## 会 議 次 第

1 開 会

2 委員の紹介

3 事務局職員の紹介

4 委員長及び副委員長の選出について

5 委員長挨拶

6 会議録署名委員の指名

---

7 協議事項

( 1 ) 小委員会の運営方針について

( 2 ) 小委員会運営スケジュール(案)について

( 3 ) 新市の市長、助役、収入役及び教育長の給料月額について

( 4 ) 新市の議会議員の報酬月額について

( 5 ) 新市の非常勤の特別職の報酬額について

8 その他

9 次回開催日程等について

10 閉 会

## 特別職報酬等小委員会委員・事務局職員名簿

### 委員名簿

町 名	職 名	氏 名	備 考
打 田 町	学識経験者	奥 順 司	
	学識経験者	上 野 富 一	
粉 河 町	学識経験者	松 井 信 雄	
	学識経験者	柳 本 益 代	
那 賀 町	学識経験者	仮 屋 肇 昇	
	学識経験者	藤 田 佐 代 子	
桃 山 町	学識経験者	宇 田 寛	
	学識経験者	西 平 美 和	
貴志川町	学識経験者	松 浦 猛	
	学識経験者	河 上 泰 三	

### 事務局職員

役 職	所 属	氏 名	備 考
事 務 局 長	粉 河 町	奥 谷 敏 夫	
事 務 局 次 長	桃 山 町	栗 山 房 大	総 務 班 長
総 務 課 長	那 賀 町	石 脇 順 治	開庁準備班長
調 整 課 長	貴志川町	狭 間 秋 友	電算統合班長
計 画 課 長	打 田 町	岩 坪 純 司	財政計画班長
総務課長補佐	那 賀 町	乾 浩 二	総 務 班
総務課長補佐	貴志川町	栗 本 宗 彦	総 務 班
総 務 班	打 田 町	西 坂 善 行	総 務 課 主 幹
総 務 班	粉 河 町	藤 井 節 子	総 務 課 主 幹
総 務 班	那 賀 町	脇 登 美 子	総 務 課 主 幹
総 務 班	桃 山 町	柏 木 健 司	総務課長補佐
総 務 班	貴志川町	上 山 和 彦	総 務 課 主 幹

## 委員長及び副委員長の選出について

特別職報酬等小委員会の委員長及び副委員長は、特別職報酬等小委員会規程第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により選出する。

職名	氏名	町名	備考
委員長			
副委員長			

### 特別職報酬等小委員会規程

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (1) 小委員会の運営方針について

特別職報酬等小委員会の会議の運営等については、特別職報酬等小委員会規程によるものとし、これらに定める事項以外の小委員会の会議の運営については、那賀5町合併協議会会議運営規程、那賀5町合併協議会会議録等閲覧に関する要綱の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「議長」とあるものは「委員長」と読み替えるものとする。

小委員会では、特別職報酬等小委員会規程第2条の規定に基づき、次に掲げる事項について、調査又は審議を行うものとする。

新市の特別職の報酬等の調査

新市の特別職の報酬等の調整に関する審議

その他必要な事項

特別職員の身分の取扱いについて（平成16年6月24日 確認）

(1) 常勤の特別職（教育長を含む）の職員及び行政委員会等の委員の身分の取り扱いについては、法に特例の定めがある場合はその規定を適用し、規定のない場合は5町の長が協議して定める。給与及び報酬は、現行額・類似団体等の額を参考に調整する。

(2) 新市の職務執行者については、5町の長が別に協議して定める。

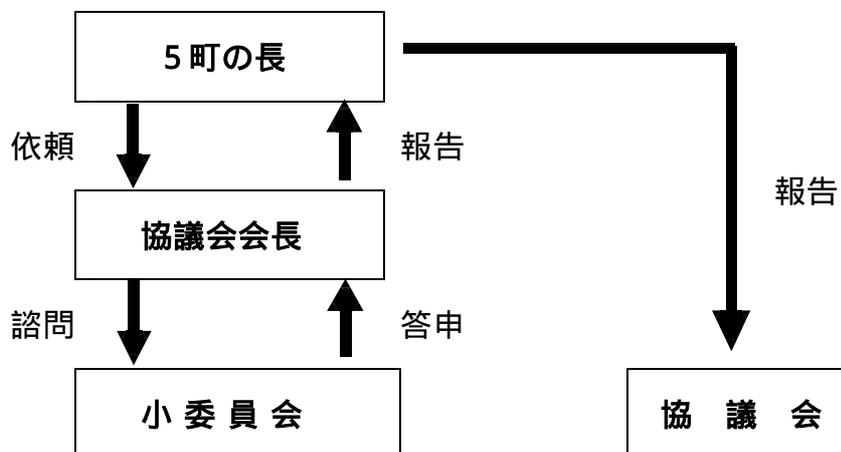
(3) 審議会・委員会等の附属機関等は、次のとおり取り扱うものとする。

現に5町に設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。

いずれかの町に設置されているが5町すべてに設置されていないものは、新市において速やかに調整する。

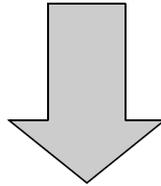
人数・任期・報酬等は、現行制度及び類似団体等の制度を参考に調整する。

(4) その他の特別職で新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期・報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

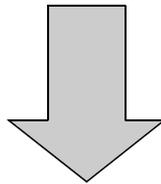


## 特別職報酬等の決定までの流れ

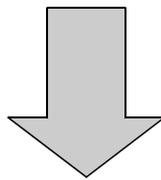
特別職報酬等小委員会の設置



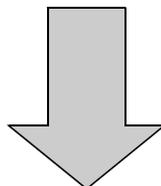
常勤及び非常勤の特別職等の給料及び報酬等の検討



小委員会の検討結果を基に、協議会の会長に答申し、会長から5町の長に報告する。



5町の長は答申を基に特別職の給料、報酬額等を決定し、市長職務執行者が条例を専決処分する。



新市の初議会において、専決処分についての、議会の承認を求める。

## (2) 小委員会運営スケジュール(案)について

開催回数	開催日	内 容
第1回	5月18日(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・役員選出</li><li>・小委員会運営スケジュール(案)について</li><li>・新市の市長、助役、収入役及び教育長の給料月額について</li><li>・新市の議会議員の報酬月額について</li><li>・新市の非常勤の特別職の報酬額について</li></ul>
第2回	6月中旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・新市の市長、助役、収入役及び教育長の給料月額について</li><li>・新市の議会議員の報酬月額について</li><li>・新市の非常勤の特別職の報酬額について</li></ul>
第3回	7月中旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・新市の市長、助役、収入役及び教育長の給料月額について</li><li>・新市の議会議員の報酬月額について</li><li>・新市の非常勤の特別職の報酬額について</li></ul>

8月に開催される合併協議会に協議結果を報告する。

(3)新市の市長、助役、収入役及び教育長の給料月額について

5町の常勤の特別職の給料月額等

(単位:円)

町名	人口	町長	助役		収入役		教育長	
		給料月額	給料月額	割合	給料月額	割合	給料月額	割合
打田町	15,194	700,000	560,000	80.0%	530,000	75.7%	510,000	72.9%
粉河町	16,918	685,000	555,000	81.0%	520,000	75.9%	490,000	71.5%
那賀町	8,835	680,000	560,000	82.4%	530,000	77.9%	520,000	76.5%
桃山町	8,041	700,000	570,000	81.4%	540,000	77.1%	530,000	75.7%
貴志川町	21,079	715,000	580,000	81.1%	540,000	75.5%	530,000	74.1%

給料月額は平成16年4月1日現在・人口は平成12年国勢調査人口

県内の市町の常勤の特別職の給料月額等

(単位:円)

市・町名	人口	市(町)長	助役		収入役		教育長	
		給料月額	給料月額	割合	給料月額	割合	給料月額	割合
海南市	45,507	890,000	745,000	83.7%	675,000	75.8%	650,000	73.0%
橋本市	55,071	801,000	722,000	90.1%	646,000	80.6%	646,000	80.6%
有田市	33,661	810,000	680,000	84.0%	610,000	75.3%	590,000	72.8%
御坊市	28,034	820,000	710,000	86.6%	620,000	75.6%	620,000	75.6%
田辺市	70,360	830,000	700,000	84.3%	630,000	75.9%	630,000	75.9%
新宮市	33,133	656,000	594,000	90.5%	546,000	83.2%	546,000	83.2%
岩出町	48,156	750,000	620,000	82.7%	580,000	77.3%	560,000	74.7%

給料月額は平成16年4月1日現在・人口は平成12年国勢調査人口

類似団体の市の常勤の特別職の給料月額等

(単位:円)

人口類似団体													
市名	人口	市長			助役			収入役			教育長		
		給料月額	住民1人当 たりの額	割合	給料月額	住民1人当 たりの額	割合	給料月額	住民1人当 たりの額	割合	給料月額	住民1人当 たりの額	割合
稲城市	69,235	854,000	12	86.7%	740,000	11	80.3%	695,000	10	81.4%	695,000	10	81.4%
北本市	69,524	909,000	13	84.5%	768,000	11	80.3%	710,000	10	78.1%	710,000	10	78.1%
玉野市	69,567	940,000	14	80.3%	755,000	11	71.8%	675,000	10	71.8%	665,000	10	70.7%
十和田市	69,630	861,000	12	81.3%	700,000	10	73.9%	636,000	9	73.9%	631,000	9	73.3%
南アルプス市	70,116	800,000	11	80.0%	640,000	9	75.0%	600,000	9	75.0%	578,000	8	72.3%
和光市	70,170	847,000	12	86.8%	735,000	10	83.0%	703,000	10	83.0%	703,000	10	83.0%
日進市	70,188	930,000	13	82.2%	764,000	11	74.9%	697,000	10	74.9%	686,000	10	73.8%
笛吹市	70,435	840,000	12	77.4%	650,000	9	73.8%	620,000	9	73.8%	590,000	8	70.2%
伊東市	71,720	850,000	12	87.1%	740,000	10	80.0%	680,000	9	80.0%	680,000	9	80.0%
平均		870,111		82.9%	721,333		76.8%	668,444		76.8%	659,778		75.8%
人口・産業構造類似団体													
市名	人口	市長			助役			収入役			教育長		
		給料月額	住民1人当 たりの額	割合	給料月額	住民1人当 たりの額	割合	給料月額	住民1人当 たりの額	割合	給料月額	住民1人当 たりの額	割合
類似(-2)	64,825	924,600	14	81.2%	751,200	12	73.3%	677,600	10	73.3%	666,800	10	72.1%
山形県 天童市	63,231	940,000	15	75.0%	705,000	11	63.3%	595,000	9	63.3%	560,000	9	59.6%
福島県 須賀川市	79,409	1,080,000	14	77.0%	832,000	10	69.4%	750,000	9	69.4%	750,000	9	69.4%
茨城県 下館市	65,034	820,000	13	80.2%	658,000	10	75.5%	619,000	10	75.5%	619,000	10	75.5%
栃木県 真岡市	64,648	1,015,000	16	79.3%	805,000	12	69.0%	700,000	11	69.0%	670,000	10	66.0%
栃木県 大田原市	56,557	970,000	17	78.4%	760,000	13	71.6%	695,000	12	71.6%	685,000	12	70.6%
群馬県 館林市	79,371	975,000	12	84.6%	825,000	10	74.9%	730,000	9	74.9%	730,000	9	74.9%
群馬県 藤岡市	62,951	878,000	14	81.1%	712,000	11	73.0%	641,000	10	73.0%	641,000	10	73.0%
埼玉県 本庄市	61,461	890,000	14	84.9%	756,000	12	78.3%	697,000	11	78.3%	697,000	11	78.3%
埼玉県 羽生市	57,499	905,000	16	86.0%	778,000	14	79.0%	715,000	12	79.0%	715,000	12	79.0%
千葉県 銚子市	78,697	870,000	11	87.9%	765,000	10	80.1%	697,000	9	80.1%	694,000	9	79.8%
富山県 氷見市	56,680	900,000	16	81.0%	729,000	13	72.0%	648,000	11	72.0%	621,000	11	69.0%
長野県 伊那市	62,284	946,000	15	81.9%	775,000	12	72.9%	690,000	11	72.9%	667,000	11	70.5%
長野県 塩尻市	67,747	928,000	14	82.8%	768,000	11	73.4%	681,000	10	73.4%	654,000	10	70.5%
長野県 佐久市	66,875	969,000	14	81.3%	788,000	12	71.8%	696,000	10	71.8%	686,000	10	70.8%
静岡県 島田市	75,248	870,000	12	81.8%	712,000	9	74.9%	652,000	9	74.9%	652,000	9	74.9%
静岡県 袋井市	78,732	875,000	11	81.7%	715,000	9	74.9%	655,000	8	74.9%	655,000	8	74.9%
愛知県 碧南市	67,814	1,003,000	15	82.0%	822,000	12	74.4%	746,000	11	74.4%	715,000	11	71.3%
滋賀県 近江八幡市	68,366	840,000	12	84.5%	710,000	10	79.8%	670,000	10	79.8%	670,000	10	79.8%
徳島県 阿南市	56,728	909,000	16	79.6%	724,000	13	71.9%	654,000	12	71.9%	652,000	11	71.7%
佐賀県 伊万里市	59,143	950,000	16	79.8%	758,000	13	71.7%	681,000	12	71.7%	681,000	12	71.7%
平均		926,650		81.5%	754,850		73.4%	680,600		73.4%	670,700		72.4%

類似団体(-2): 類団別市町村指数表(平成13年度)による紀の川市に対応する類型(都市 - 1)については、選定団体数がないため、最も近い都市 - 2(該当団体22)で比較する。

# 合併先進地の常勤の特別職の給料月額事例

(単位：円)

区分	合併期日	人口	市長		助 役		収入役		教育長		新市の常勤の特別職の給料月額決定の考え方
			新市の給料月額	旧市町における最高額	新市の給料月額	旧市町における最高額	新市の給料月額	旧市町における最高額	新市の給料月額	旧市町における最高額	
和歌山県 (新)海南市 1市1町	H.17.4.1	60,373	890,000 (890,000)	890,000	745,000	745,000	675,000	675,000	650,000	650,000	海南市・下津町の特別職報酬等審議会を合同で開催し、審議の上、調整した。
和歌山県 (新)橋本市 1市1町	H.18.3.1	70,469	検討中	801,000	検討中	722,000	検討中	646,000	検討中	646,000	特別職の報酬額については、合併時まで調整する。具体的には、まだ決まっていない。
和歌山県 (新)田辺市 1市3町1村	H.17.5.1	85,646	830,000 (830,000)	830,000	700,000	700,000	630,000	630,000	630,000	630,000	報酬額については、田辺市の報酬額を暫時適用し、新市の特別職報酬等審議会において協議する。
和歌山県 (新)新宮市 1市1町	H.17.10.1	35,176	656,000 (656,000)	656,000	594,000	594,000	546,000	546,000	546,000	546,000	常勤の特別職の給料額については、新宮市の額を適用する。ただし、教育長の給料の額は収入役の額に準じる。新市において速やかに特別職報酬等審議会に諮問する。
岡山県 赤磐市 4町	H.17.3.7	43,813	890,000 (890,000)	840,000	720,000	700,000	640,000	640,000	640,000	620,000	合併後の類似団体及び県内の市の例を参考に検討。結果として、県内の市の状況から人口規模に応じて決定した。
兵庫県 丹波市 6町	H.16.11.1	72,862	880,000 (880,000)	800,000	700,000	660,000	650,000	600,000	630,000	622,000	類似団体、県内の市の例を参考に決定した。
兵庫県 京丹後市 6町	H.16.4.1	65,578	920,000 (770,000)	770,000	740,000	640,000	670,000	600,000	670,000	600,000	人口規模を勘案の上、近隣市の状況を考慮して決定した。

( )の額については、市長職務執行者の給料月額

#### (4) 新市の議会議員の報酬月額について

##### 5町の議員の報酬月額等

(単位:円)

町名	人口	定数	議長	副議長		議員	
			報酬月額	報酬月額	割合	報酬月額	割合
打田町	15,194	16	275,000	235,000	85.5%	220,000	80.0%
粉河町	16,918	16	275,000	235,000	85.5%	220,000	80.0%
那賀町	8,835	12	275,000	235,000	85.5%	215,000	78.2%
桃山町	8,041	14	285,000	245,000	86.0%	225,000	78.9%
貴志川町	21,079	16	285,000	245,000	86.0%	225,000	78.9%

報酬月額は平成16年4月1日現在・人口は平成12年国勢調査人口

##### 県内の市町の議員の報酬月額等

(単位:円)

市・町名	人口	定数	議長	副議長		議員	
			報酬月額	報酬月額	割合	報酬月額	割合
海南市	45,507	22	540,000	480,000	88.9%	440,000	81.5%
橋本市	55,071	18	520,000	470,000	90.4%	440,000	84.6%
有田市	33,661	18	500,000	450,000	90.0%	420,000	84.0%
御坊市	28,034	16	460,000	410,000	89.1%	390,000	84.8%
田辺市	70,360	20	535,000	475,000	88.8%	430,000	80.4%
新宮市	33,133	16	407,000	374,000	91.9%	352,000	86.5%
岩出町	48,156	18	310,000	260,000	83.9%	230,000	74.2%

報酬月額は平成16年4月1日現在・人口は平成12年国勢調査人口

類似団体の議員の報酬月額等

(単位:円)

人口類似団体										
市名	人口	定数	議長		副議長			議員		
			報酬月額	住民1人当たりの額	報酬月額	住民1人当たりの額	割合	報酬月額	住民1人当たりの額	割合
稲城市	69,235	22	498,000	7	454,000	7	91.2%	424,000	6	85.1%
北本市	69,524	26	429,000	6	369,000	5	86.0%	352,000	5	82.1%
玉野市	69,567	25	535,000	8	475,000	7	88.8%	450,000	6	84.1%
十和田市	69,630	26	450,000	6	391,500	6	87.0%	362,000	5	80.4%
南アルプス市	70,116	28	400,000	6	360,000	5	90.0%	350,000	5	87.5%
和光市	70,170	22	417,000	6	372,000	5	89.2%	347,000	5	83.2%
日進市	70,188	26	524,000	7	439,000	6	83.8%	417,000	6	79.6%
笛吹市	70,435	30	400,000	6	370,000	5	92.5%	360,000	5	90.0%
伊東市	71,720	24	435,000	6	400,000	6	92.0%	370,000	5	85.1%
平均			454,222		403,389		88.8%	381,333		84.0%
人口・産業構造類似団体										
市名	人口	定数	議長		副議長			議員		
			報酬月額	住民1人当たりの額	報酬月額	住民1人当たりの額	割合	報酬月額	住民1人当たりの額	割合
類似(-2)	64,825		473,200	7	414,800	6	87.7%	385,100	6	81.4%
山形県 天童市	63,231	26	470,000	7	418,000	7	88.9%	393,000	6	83.6%
福島県 須賀川市	79,409	26	547,000	7	485,000	6	88.7%	455,000	6	83.2%
茨城県 下館市	65,034	26	430,000	7	395,000	6	91.9%	375,000	6	87.2%
栃木県 真岡市	64,648	26	530,000	8	435,000	7	82.1%	405,000	6	76.4%
栃木県 大田原市	56,557	21	485,000	9	395,000	7	81.4%	360,000	6	74.2%
群馬県 館林市	79,371	26	510,000	6	460,000	6	90.2%	430,000	5	84.3%
群馬県 藤岡市	62,951	24	465,000	7	410,000	7	88.2%	390,000	6	83.9%
埼玉県 本庄市	61,461	22	425,000	7	374,000	6	88.0%	353,000	6	83.1%
埼玉県 羽生市	57,499	16	449,000	8	401,000	7	89.3%	375,000	7	83.5%
千葉県 銚子市	78,697	28	484,000	6	437,000	6	90.3%	390,000	5	80.6%
富山県 氷見市	56,680	18	495,000	9	440,000	8	88.9%	420,000	7	84.8%
長野県 伊那市	62,284	24	466,000	7	397,000	6	85.2%	366,000	6	78.5%
長野県 塩尻市	67,747	24	459,000	7	383,000	6	83.4%	360,000	5	78.4%
長野県 佐久市	66,875	26	461,000	7	383,000	6	83.1%	349,000	5	75.7%
静岡県 島田市	75,248	24	435,000	6	390,000	5	89.7%	370,000	5	85.1%
静岡県 袋井市	78,732	21	422,000	5	387,000	5	91.7%	357,000	5	84.6%
愛知県 碧南市	67,814	26	543,000	8	503,000	7	92.6%	448,000	7	82.5%
滋賀県 近江八幡市	68,366	24	440,000	6	387,000	6	88.0%	350,000	5	79.5%
徳島県 阿南市	56,728	28	482,000	8	428,000	8	88.8%	399,000	7	82.8%
佐賀県 伊万里市	59,143	28	488,000	8	437,000	7	89.5%	409,000	7	83.8%
平均			474,300		417,250		88.0%	387,700		81.7%

類似団体(-2): 類団別市町村指数表(平成13年度)による紀の川市に対応する類型(都市 - 1)については、選定団体数がないため、最も近い都市 - 2(該当団体22)で比較する。

# 合併先進地の議員の報酬月額事例

(単位：円)

区分	合併期日	人口	合併前の議員数	合併後の議員数	議長		副議長		議員		新市の議会議員の報酬月額決定の考え方
					新市の報酬額	旧市町における最高額	新市の報酬額	旧市町における最高額	新市の報酬額	旧市町における最高額	
和歌山県 (新)海南市 1市1町	H.17.4.1	60,373	38	38 (24)	540,000	540,000	480,000	480,000	440,000 (海南市)  225,000 (下津町)	440,000 (海南市)  225,000 (下津町)	海南市・下津町の特別職報酬等審議会を合同で開催し、審議の上、調整した。合併後の平成18年4月30日まで引き続き在任する。(在任特例)
和歌山県 (新)橋本市 1市1町	H.18.3.1	70,469	34	34 (24)	520,000	520,000	470,000	470,000	440,000	440,000	合併後の平成19年4月30日まで引き続き在任する。(在任特例) 議員の報酬の額は、橋本市の例により統一する。
和歌山県 (新)田辺市 1市3町1村	H.17.5.1	85,646	68	30	535,000	535,000	475,000	475,000	430,000	430,000	報酬額については、田辺市の報酬額を暫時適用し、新市の特別職報酬等審議会において協議する。
和歌山県 (新)新宮市 1市1町	H.17.10.1	35,176	24	24 (19)	407,000	407,000	374,000	374,000	352,000 (新宮市)  180,000 (熊野川町)	352,000 (新宮市)  180,000 (熊野川町)	合併後1年7ヶ月間引き続き在任する(在任特例)議員の報酬の額は、両市町の現行の額を適用し、新市において、特別職報酬等審議会に諮問する。
岡山県 赤磐市 4町	H.17.3.7	43,813	58	26	455,000	345,000	380,000	295,000	350,000	275,000	合併後の類似団体及び県内の市の例を参考に検討。結果として、県内の市の状況から人口規模に応じて決定した。
兵庫県 丹波市 6町	H.16.11.1	72,862	96	30	445,000	340,000	365,000	250,000	330,000	225,000	類似団体、県内の市の例を参考に決定した。
兵庫県 京丹後市 6町	H.16.4.1	65,578	104	30	450,000	313,000	400,000	239,000	380,000	212,000	人口規模を勘案の上、近隣市の状況を考慮して決定した。

( )については、新市の議会の議員の定数

(5) 新市の非常勤の特別職の報酬額について

5町の行政委員会の委員報酬額等

(単位:円)

町名	人口	教育委員会		選挙管理委員会		農業委員会			固定資産評価審査委員会		監査委員		公平委員会		
		委員長	委員	委員長	委員	会長	会長代理	委員	委員長	委員	議会選出	知識経験者	委員長	委員	
打田町	15,194	年額 240,000	年額 205,000	年額 55,000	年額 50,000	年額 240,000	年額 200,000	年額 190,000			年額 8,000	年額 80,000	年額 160,000		年額 7,000
粉河町	16,918	月額 24,000	月額 19,000	年額 57,000	年額 49,000	月額 23,000	月額 17,000	月額 15,000			日額 8,500	月額 9,500	月額 19,000		年額 9,500
那賀町	8,835	年額 225,000	年額 185,000	年額 55,000	年額 50,000	年額 170,000		年額 130,000			年額 6,000	年額 65,000	年額 120,000		年額 6,000
桃山町	8,041	年額 235,000	年額 204,000	年額 64,000	年額 54,000	年額 204,000	年額 161,000	年額 150,000			年額 6,000	年額 76,000	年額 150,000		年額 6,000
貴志川町	21,079	月額 26,000	月額 21,000	年額 62,000	年額 54,000	月額 26,000	月額 21,000	月額 19,000			日額 9,000	月額 13,000	月額 26,000		年額 9,000

報酬額は平成16年4月1日現在・人口は平成12年国勢調査人口

県内の市町の行政委員会の委員報酬額等

(単位:円)

市・町名	人口	教育委員会		選挙管理委員会		農業委員会			固定資産評価審査委員会		監査委員		公平委員会	
		委員長	委員	委員長	委員	会長	会長代理	委員	委員長	委員	議会選出	知識経験者	委員長	委員
海南市	45,507	月額 110,000	月額 81,000	月額 23,700	月額 19,500	月額 39,600		月額 23,700	日額 7,700	日額 7,700	月額 23,700	月額 110,000	月額 23,700	月額 19,500
橋本市	55,071	月額 90,000	月額 68,000	年額 231,000	年額 173,000	年額 346,000		年額 289,000	日額 7,000	日額 7,000	月額 34,000	月額 110,000	年額 87,000	年額 67,000
有田市	33,661	月額 54,000	月額 45,000	年額 138,600	年額 107,100	年額 178,200		年額 133,200	日額 5,400	日額 5,400	月額 21,000	月額 45,000	年額 49,500	年額 49,500
御坊市	28,034	月額 65,000	月額 54,000	年額 145,000	年額 97,000	月額 26,000		月額 20,000	日額 7,100	日額 7,100	月額 24,000	月額 63,000	年額 40,000	年額 40,000
田辺市	70,360	月額 105,400	月額 78,500	月額 31,200	月額 28,000	年額 442,900		年額 291,400	日額 12,900	日額 12,900	月額 32,300	月額 82,800	月額 17,200	月額 12,900
新宮市	33,133	月額 50,000	月額 40,000	月額 12,000	月額 10,000	月額 15,000		月額 10,000	日額 5,000	日額 5,000	月額 25,000	月額 60,000	年額 50,000	年額 43,000
岩出町	48,156	年額 240,000	年額 216,000	年額 60,000	年額 54,000	年額 216,000	年額 204,000	年額 192,000			年額 5,000	年額 100,000	年額 180,000	年額 5,000

報酬額は平成16年4月1日現在・人口は平成12年国勢調査人口

類似団体の行政委員会の委員報酬額等

(単位:円)

人口類似団体																			
市名	人口	教育委員会		選挙管理委員会		農業委員会			固定資産評価審査委員会		監査委員		公平委員会						
		委員長	委員	委員長	委員	会長	会長代理	委員	委員長	委員	議会選出	知識経験者	委員長	委員					
稲城市	69,235	月額 89,000	月額 75,000	月額 58,000	月額 45,000	月額 58,000	月額 47,500	月額 42,500	日額 9,900	日額 8,800	月額 47,500	月額 110,000							
北本市	69,524	月額 45,000	月額 35,000	月額 25,500	月額 18,000	月額 38,500	月額 32,500	月額 28,500	月額 5,700	月額 4600	月額 32,500	月額 52,500							
玉野市	69,567	月額 109,000	月額 82,000	月額 41,000	月額 31,000	月額 35,000	月額 32,000	月額 31,000	月額 16,000	月額 14000	月額 40,000	月額 118,000	月額 31,000	月額 22,000					
十和田市	69,630	月額 84,200	月額 49,000	月額 70,200	月額 38,700	月額 94,900	月額 48,400	月額 39,000	日額 6,000	日額 6000	月額 42,000	月額 150,000							
南アルプス市	70,116	年額 325,000	年額 250,000	日額 9,000	日額 8,000	年額 384,000	年額 288,000	年額 276,000	日額 9,000	日額 8,000	月額 40,000	月額 60,000	日額 9,000	日額 8,000					
和光市	70,170	月額 47,000	月額 37,000	月額 28,000	月額 23,000	月額 41,000	月額 35,000	月額 32,000	日額 7,800	日額 6,800	月額 41,000	月額 62,000	日額 7,800	日額 6,800					
日進市	70,188	月額 68,000	月額 51,000	年額 88,000	年額 80,000	月額 19,000		月額 16,000		日額 10,000	月額 26,000	月額 70,000		日額 10,000					
笛吹市	70,435	年額 309,000	年額 200,000	年額 91,000	年額 62,000	年額 335,000	年額 240,000	年額 207,000	年額 13,000	年額 12,000	年額 140,000	年額 279,000	年額 10,000	年額 10,000					
伊東市	71,720	月額 45,000	月額 40,000	月額 27,000	月額 22,000	月額 30,000		月額 24,000	日額 9,300	日額 8,000	月額 46,000	月額 120,000	日額 9,300	日額 8,000					
人口・産業構造類似団体																			
市名	人口	教育委員会		選挙管理委員会		農業委員会			固定資産評価審査委員会		監査委員		公平委員会						
		委員長	委員	委員長	委員	会長	会長代理	委員	委員長	委員	議会選出	知識経験者	委員長	委員					
山形県 天童市	63,231	月額 72,500	月額 47,500	月額 46,000	月額 25,000	月額 72,500	月額 41,500	月額 39,000		日額 6,100	月額 39,000	月額 230,000							
福島県 須賀川市	79,409	年額 590,000	年額 425,000	年額 425,000	年額 305,000	年額 425,000	年額 350,000	年額 305,000		日額 7,000	年額 425,000	年額 590,000							
栃木県 真岡市	64,648	年額 565,000	年額 495,000	年額 178,000	年額 120,000	月額 47,000	月額 42,000	月額 41,000		日額 9,500	月額 44,000	月額 66,000							
栃木県 大田原市	56,557	月額 43,000	月額 37,000	年額 150,000	年額 114,000	年額 564,000	年額 468,000	年額 444,000		日額 7,800	月額 37,000	月額 55,000							
群馬県 館林市	79,371	月額 79,000	月額 72,000	年額 270,000	年額 210,000	月額 47,000	月額 33,000	月額 29,000		日額 8,300	月額 40,000	月額 120,000		日額 8,300					
群馬県 藤岡市	62,951	月額 67,000	月額 56,000	年額 230,000	年額 158,000	年額 458,000	年額 364,000	年額 328,000	日額 8,200	日額 7,200	月額 51,000	月額 84,000	年額 63,000	年額 48,000					
埼玉県 本庄市	61,461	月額 61,000	月額 44,500	月額 35,100	月額 22,200	月額 36,700	月額 34,100	月額 32,600		年額 28,400	月額 35,200	月額 55,000		日額 9,200					
埼玉県 羽生市	57,499	月額 65,100	月額 49,200	月額 39,500	月額 31,800	月額 49,200	月額 40,500	月額 34,900	日額 7,500	日額 6,700	月額 33,800	月額 65,100	年額 45,600	年額 39,000					
千葉県 銚子市	78,697	月額 57,500	月額 52,500	月額 45,000	月額 40,000	月額 46,000		月額 41,000		日額 8,000	月額 46,000	月額 84,000	月額 26,000	月額 21,000					
富山県 氷見市	56,680	月額 36,000	月額 31,000	年額 122,000	年額 92,000	年額 142,000		年額 122,000		年額 33,000	月額 20,000	月額 109,000		年額 17,000					
長野県 伊那市	62,284	月額 96,700	月額 69,000	月額 52,700	月額 36,900	月額 85,700	月額 53,400	月額 41,100		日額 7,500	月額 48,400	月額 96,900		年額 38,100					
長野県 塩尻市	67,747	月額 94,700	月額 69,200	月額 51,000	月額 39,000	月額 85,800	月額 54,500	月額 42,200		日額 9,500	月額 54,300	月額 96,000		日額 9,500					
静岡県 島田市	75,248	月額 47,000	月額 40,000	月額 25,000	月額 20,000	月額 35,000		月額 25,000	日額 15,000	日額 14,000	月額 46,000	月額 143,000	日額 7,500	日額 7,000					
愛知県 碧南市	67,814	月額 60,000	月額 49,500	月額 26,500	月額 24,500	月額 31,000	月額 26,500	月額 23,500		日額 8,400	月額 40,500	月額 159,000		日額 8,400					
滋賀県 近江八幡市	68,366	月額 53,000	月額 42,000	月額 32,000	月額 27,000	月額 46,000	月額 40,000	月額 32,000		日額 6,500	月額 37,000	月額 160,000		日額 6,500					
徳島県 阿南市	56,728	月額 61,000	月額 45,000	月額 24,500	月額 19,500	月額 22,500	月額 21,000	月額 19,500	日額 10,000	日額 9,500	月額 33,000	月額 69,500	日額 10,000	日額 9,500					
佐賀県 伊万里市	59,143	月額 89,600	月額 70,400	月額 37,500	月額 22,700	月額 45,500	月額 27,800	月額 26,600		日額 5,240	月額 35,000	月額 455,000	月額 17,000	月額 15,900					

類似団体( - 2): 類団別市町村指数表(平成13年度)による紀の川市に対応する類型(都市 - 1)については、選定団体数がないため、最も近い都市 - 2(該当団体22)と比較する。

5町のその他審議会委員等の報酬額の現況

(単位：円)

区 分		打 田 町			粉 河 町			那 賀 町			桃 山 町			貴 志 川 町			
総 務	報 酬 等 審 議 会 委 員	委員長									6,000	1人	日額	9,000	1人	日額	
		委員				8,000以内	7人	日額				6,000	6人	日額	9,000	6人	日額
	交 通 安 全 指 導 委 員	会 長	1,000	1人	1回				26,000	1人	年額	12,000	1人	年額	56,000	1人	年額
		副会長	1,000	2人	1回				26,000	9人	年額						
		指導員	1,000	12人	1回	1,000	20人	1回				12,000	7人	年額	48,000	15人	年額
	宅 地 造 成 審 議 会 委 員	会 長	3,000	1人	1回							5,000	1人	日額			
		副会長	3,000	1人	1回												
		委員	3,000	8人	1回							5,000	20人	日額			
	監 査 委 員	識 見 議 会	160,000	1人	年額	19,000	1人	月額	120,000	1人	年額	150,000	1人	年額	26,000	1人	月額
			80,000	1人	年額	9,500	1人	月額	65,000	1人	年額	76,000	1人	年額	13,000	1人	月額
	長 期 総 合 計 画 策 定 審 議 会 委 員	委員長	3,000	1人	1回							5,000	1人	日額	9,000	1人	日額
		副委員長	3,000	1人	1回										9,000	1人	日額
		委員	3,000	18人	1回	8,000以内		日額				5,000	24人	日額	9,000	23人	日額
	美 化 運 動 推 進 協 議 会 委 員	委員長	3,000		1回							6,000	1人	年額			
		委員	3,000		1回							6,000	25人	年額			
	地 籍 調 査 推 進 委 員 会 委 員	会 長	3,000	1人	1回							8,000	1人	日額	15,000	1人	年額
		副会長	3,000	1人	1回										15,000	1人	年額
		委員	3,000	4人	1回	8,000以内	15人	日額				8,000	11人	日額	15,000	9人	年額
	地 籍 調 査 地 区 委 員 会 委 員	委員長													9,000		日額
		委員	8,000		1日	8,000以内		日額							9,000		日額
	情 報 公 開 審 査 委 員 会	委員長							2,500	1人	1回	5,000	1人	日額	9,000	1人	日額
		副委員長													9,000	1人	日額
	生 活 安 全 推 進 協 議 会 委 員	委員	3,000	5人	1回	8,000以内	5人	日額	2,500	4人	1回	5,000	2人	日額	9,000	3人	日額
		会 長	3,000	1人	1回							6,000	1人	年額	15,000	1人	年額
		副会長	3,000	2人	1回										15,000	1人	年額
	暴 力 追 放 推 進 協 議 会 委 員	委員	3,000	18人	1回	8,000以内	20人	日額				6,000	11人	年額	15,000	25人	年額
		委員長										6,000	1人	年額			
行 政 改 革 推 進 委 員	委員										6,000	28人	年額				
	委員長													12,000	1人	年額	
平 池 財 産 区 管 理 会 委 員	委員													12,000	8人	年額	
	会 長													25,000	1人	年額	
	会長代理													20,000	1人	年額	
丸 栖 財 産 区 管 理 会 委 員	委員													15,000	5人	年額	
	会 長													25,000	1人	年額	
	会長代理													20,000	1人	年額	
個 人 情 報 保 護 審 議 会 委 員	委員													15,000	5人	年額	
	会 長													15,000	1人	年額	
	副会長													15,000	1人	年額	
防 災 会 議 委 員	委員										8,000	10人	年額	9,000	19人	年額	
技 術 嘱 託 員														130,000	1人	月額	

区 分		打 田 町			粉 河 町			那 賀 町			桃 山 町			貴 志 川 町				
選 挙	選 挙 管 理 委 員	委員長	55,000	1人	年額	57,000	1人	年額	55,000	1人	年額	64,000	1人	年額	62,000	1人	年額	
		委員	50,000	3人	年額	49,000	3人	年額	50,000	3人	年額	54,000	3人	年額	54,000	3人	年額	
	投 票 立 会 人		10,000	20人	1回	11,000		1回	8,000	18人	1回	10,500	30人	日額	11,000	27人	1回	
	開 票 立 会 人		10,000	20人	1回	8,500		1回	8,000		1回	10,500	3~10	日額	9,000		1回	
	選 挙 管 理 委 員 選 挙 加 給		10,000	3人	1回	9,000		1回	8,000		1回	10,500	4人	1回	9,000	3人	1回	
	選 挙 長		10,000	1人	1回	10,000		1回	8,000		1回	10,500	1人	日額	9,000	1人	1回	
	不 在 者 投 票 管 理 者		10,000		1日	11,000		1日	8,000		1日	10,500	1人	日額	11,000	1人	日額	
	開 票 管 理 者		10,000		1回	10,000		1回	8,000		1回	10,500	1人	日額	9,000	1人	1回	
	投 票 所 の 投 票 管 理 者		10,000		1回	12,000		1回	8,000		1回	10,500	1人	日額	11,000	1人	1回	
	期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者		10,000		1日	11,000		1日	8,000		1日	10,500	1人	日額	11,000	1人	日額	
	期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人		10,000		1日	10,000		1日	8,000		1日	10,500	2人	日額	11,000	2人	日額	
選 挙 立 会 人		10,000		1回	8,500		1回	8,000		1回	10,500	1人	日額	9,000		1回		
福 祉	民 生 委 員 推 薦 員		3,000		年額	8,000以内	14人	日額	1,000	12人	年額							
	年 金 委 員		3,000		年額													
	古 和 田 会 館 運 営 審 議 会	委員長		7,000	1人	年額												
		副委員長		6,000	1人	年額												
		委員		5,000	18人	年額												
	隣 保 館 運 営 審 議 会											7,000	12人	年額				
	隣 保 館 指 導 員											105,000	1人	月額				
老 人 ホ ー ム 入 所 判 定 委 員 会											6,000	3人	1回					
人 権 推 進 指 導 員											105,000	1人	月額	130,000	1人	月額		
税 務	固 定 資 産 評 価 審 査 委 員		8,000	3人	年額	8,500	3人	日額	6,000	3人	年額	6,000	3人	年額	9,000	3人	日額	
	固 定 資 産 評 価 協 力 員		5,000	53人	年額										5,000	20人	年額	
	固 定 資 産 評 価 員		12,000	1人	年額							-	1人					
	徴 税 徴 収 委 託 員											75,000	1人	月額				
農 経	農 業 委 員 会	会 長	240,000	1人	年額	23,000	1人	月額	170,000	1人	年額	204,000	1人	年額	26,000	1人	月額	
		職務代理	200,000	1人	年額	17,000	1人	月額				161,000		年額	21,000	1人	月額	
		委員	190,000	19人	年額	15,000	29人	月額	130,000	22人	年額	150,000	22人	年額	19,000	21人	月額	
	農 業 者 年 金 委 員	委員	5,000	20人	年額													
	農 業 振 興 協 議 会 委 員	委員長													9,000	1人	年額	
		委員	5,000	12人	年額	なし	34人								9,000	14人	年額	
農 業 振 興 地 域 整 備 促 進 協 議 会 委 員	委員	3,000	10人	年額	8,000以内	18人	日額				3,000		1回					
保 健 環 境	健 康 づ くり 推 進 協 議 会 委 員	会 長	3,000	1人	年額							16,000	1人	年額				
		副会長	3,000	1人	年額								16,000	1人	年額			
		委員	3,000	12人	年額	8,000以内	18人	日額	9,000	10人	年額	16,000	人	年額	15,000	12人	年額	
	健 康 づ くり 計 画 策 定 委 員	委員長	3,000	1人	1回													
		委員	3,000	1人	1回	8,000以内	12人	日額										
	地 域 ケ ア 会 議 委 員														3,000	8人	日額	
	健 康 づ くり 推 進 員														7,000	23人	年額	
	母 子 保 健 推 進 員	会 長													7,000	1人	年額	
		副会長													7,000	3人	年額	
		委員													7,000	28人	年額	
保 健 衛 生 推 進 委 員											11,500	30人	年額					
予 防 接 種 事 故 調 査 会 委 員											16,000	2人	1日					

区 分		打 田 町			粉 河 町			那 賀 町			桃 山 町			貴 志 川 町			
	環 境 保 全 審 議 会 委 員	会 長											15,000	1人	年額		
		副 会 長												15,000	1人	年額	
		委 員							5,000	11人	年額	6,000	28人	年額	15,000	10人	年額
	介 護 保 険 運 営 委 員 会 委 員												9,000	12人	日額		
土 木	都 市 計 画 審 議 会	委 員 長	7,000	1人	年額						5,000	1人	日額	15,000	1人	年額	
		副 委 員 長	6,000	1人	年額						5,000	1人	日額	15,000	1人	年額	
		委 員	5,000	8人	年額	8,000以内	10人	日額			5,000	9人	日額	15,000	10人	年額	
	宅 地 開 発 事 前 審 査 委 員	会 長												72,000	1人	年額	
		副 会 長												72,000	1人	年額	
		委 員												72,000	5人	年額	
開 発 計 画 審 議 会	委 員									5,000	21人	1回					
ま ち づ ぐ り 事 業 検 討 委 員	会 長												15,000	1人	年額		
	副 会 長												15,000	1人	年額		
	委 員												15,000	18人	年額		
消 防	消 防 委 員	委 員 長	8,000	1人	年額	8,000以内	1人		16,000	1人	年額	8,000	1人	年額	15,000	1人	年額
		副 委 員 長	7,000	1人	年額	8,000以内	1人		16,000	1人	年額	8,000	1人	年額	15,000	1人	年額
		委 員	6,000	4人	年額	8,000以内	13人	日額	16,000	4人	年額	8,000	4人	年額	15,000	6人	年額
	消 防 団	団 長	90,000	1人	年額	85,000	1人	年額	83,000	1人	年額	86,000	1人	年額	96,000	1人	年額
		副 団 長	70,000	2人	年額	66,000	1人	年額	62,000	1人	年額	64,000	1人	年額	65,000	4人	年額
		指 揮 班								本部長50,000	1人	年額					
										本部員28,000	5人	年額					
		分 団 長				60,000	5人	年額	52,000	5人	年額	54,000	3人	年額	60,000	5人	年額
		副 分 団 長				48,000	5人	年額	40,000	5人	年額				42,000	8人	年額
		部 長	35,000	24人	年額	27,000	36人	年額				46,000	18人	年額			
		班 長	25,000	24人	年額	21,000	36人	年額	27,000	21人	年額	21,000	18人	年額	38,000	24人	年額
指 揮 班 員																	
副 班 長							21,000	21人	年額				26,000	24人	年額		
団 員	20,000	240人	年額	17,000	316人	年額	20,000	190人	年額	20,000	163人	年額	23,000	198人	年額		
教 育	教 育 委 員	委 員 長	240,000	1人	年額	24,000	1人	月額	225,000	1人	年額	235,000	1人	年額	26,000	1人	月額
		委 員	205,000	4人	年額	19,000	3人	月額	184,800	3人	年額	204,000	3人	年額	21,000	4人	月額
	社 会 教 育 委 員	議 長										22,000	1人	年額			
		委 員										19,000	9人	年額			
	就 学 指 導 委 員		3,000	19人	年額							-	23人				
	公 民 館 運 営 審 議 会 委 員	委 員 長	10,000	1人	年額				館長77,000	5人	年額	-	1人		15,000	1人	年額
		副 委 員 長	9,000	1人	年額										15,000	1人	年額
		委 員	8,000	8人	年額				主事32,000	7人	月額	-	9人		15,000	6人	年額
	集 会 所 運 営 委 員										8,000	13人	年額				
	文 化 財 保 護 委 員 会 委 員	委 員 長	8,000	1人	年額				8,000	1人	年額	12,000	1人	年額	15,000	1人	年額
		副 委 員 長	7,000	2人	年額							12,000	1人	年額	15,000	1人	年額
		委 員	6,000	4人	年額	8,000以内	9人	日額	8,000	4人	年額	12,000	6人	年額	15,000	6人	年額
	体 育 指 導 委 員	委 員 長	25,000	1人	年額				26,000	1人	年額				25,000	1人	年額
		副 委 員 長													25,000	1人	年額
体 育 指 導 委 員	委 員	20,000	14人	年額	8,000以内	13人	日額	26,000	9人	年額	26,000	10人	年額	25,000	16人	年額	
青 少 年 育 成 推 進 員								15,000	10人	年額	11,000	20人	年額				
自 治 区 又 ボ ー ツ 振 興 委 員													3,000	23人	年額		

区 分		打 田 町			粉 河 町			那 賀 町			桃 山 町			貴 志 川 町					
	社 会 教 育 指 導 員									105,000	1人	月額	130,000	1人	月額				
	公 民 館 主 事												110,000	1人	月額				
	生涯学習センター-管理運営委員会委員	会 長												15,000	1人	年額			
		副会長												15,000	1人	年額			
		委 員												15,000	13人	年額			
	教 育 相 談 員									105,000	1人	月額	130,000	2人	月額				
	学 校 教 育 指 導 主 事												130,000	1人	月額				
学 校 教 育 指 導 員									105,000	1人	月額								
国 保	国 保 運 営 委 員	委員長	8,000	1人	年額								11,000	1人	年額	18,000	1人	年額	
		副委員長	7,000	1人	年額									11,000	1人	年額			
		委 員	6,000	7人	年額	8,000以内	9人	日額						11,000	10人	年額	15,000	11人	年額
公 共 下 水	公共下水道事業推進協力委員	会 長														2,000	人	年額	
		副会長															2,000	人	年額
		委 員															2,000	人	年額
	公共下水道事業推進検討委員	会 長															5,000	1人	年額
		副会長															5,000	1人	年額
		委 員															5,000	18人	年額

【地方自治法】(抜粋)

(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 1 教育委員会
- 2 選挙管理委員会
- 3 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 4 監査委員

2 略

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- 1 農業委員会
- 2 固定資産評価審査委員会

4 略

5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

6 略

7 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

8 第143条第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

(附属機関の職務権限・組織等)

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 略

(報酬及び費用弁償)

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。

3 第1項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

- 5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

【地方公務員法】(抜粋)

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員(地方公共団体及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)のすべての公務員をいう。以下同じ。)の職は、一般職と特別職とに分ける。

- 2 一般職は、特別職に属する職以外は一切の職とする。
- 3 特別職は、次に掲げる職とする。
  - 1 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
    - 1の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職
    - 1の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
  - 2 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
  - 3 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
  - 4 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
  - 5 非常勤の消防団員及び水防団員の職
  - 6 特定地方独立行政法人の役員